

国民健康保険の医療費のお知らせ(医療費通知)は確定申告に使用できません

国民健康保険に、加入されている方へお送りする「国民健康保険の医療費のお知らせ(医療費通知)」は、令和2年分確定申告の医療費控除の添付書類として使用できません。

なお、再発行できませんので大切に保管してください。

○発送予定時期と対象診療月

通知回数	発送予定時期	対象診療月	備考
第1回	7月下旬	1、2月	※9~12月の診療分については、確定申告期間に領収書等をもとに『明細書』を作成してください。
第2回	9月下旬	3、4月	
第3回	11月下旬	5、6月	
第4回	翌年1月下旬	7、8月	
第5回	3月下旬	9、10月※	
第6回	5月下旬	11、12月※	

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

国民健康保険税の支払い方法は変更できません

国民健康保険税を特別徴収(年金から直接天引き)にて納付をいただいている方は、申し出により支払い方法を口座振替へ変更することができます。

なお、申し出の時期により、特別徴収からの切替時期が変わりますので、ご注意ください。また、既に申し出をされている方は、手続き不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

医療費が高額になったときのお知らせ

国民健康保険に加入している方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」があれば、同じ医療機関で1か月の医療費が高額になったときでも、自己負担限度額までの支払いになります。この自己負担限度額は、所得区分に応じて異なります。

詳細については、保険証と一緒にお配りしている冊子をご覧ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望する方は、毎年申請が必要です。

○申請 町民税務課②番窓口

※代理申請の場合は、窓口に来られた方の本人確認の書類(運転免許証等)が必要となります。

○持参するもの

- ・保険証
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード等

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

取り壊し、新築・増築した家屋等はありませんか?

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。今年中に家屋等の取り壊しや新築・増築を予定している方(またはお済みの方)は、お早めにご連絡ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

8月~11月は県下統一の農地パトロール月間です

農地は、国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など、公共財産ともいえるべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環と

して、耕作放棄地の発生防止や農地の無断転用の防止等を目的に、年間を通して定期的に「農地パトロール」(農地の巡回点検指導)を実施しています。

また、農業委員会は耕作放棄地や無断転用地が確認された場合、委員会として農地の所有者の方に対し、適正な管理指導を行うほか、耕作者や土地所有者に対し、農地の利用意向調査を実施し、その結果によって農業担い手等へ農地を集積するための取組を推進します。

大切な資源を次世代へつなぐために、守っていきましょう。

○農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・作業所など、農地以外の目的に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可を受ける必要があります。資材置場や残土置場などの利用で、一時的に転用をする場合も同様です。

○違反すると罰則の適用もあ

ります

許可を受けずに行った農地の転用行為は、農地法の違反であり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止、原状回復などを命じられる場合があります。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)